



令和5年5月30日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 井関 武彦

地方産業安全専門官 児玉 秀一

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

建設事業無災害表彰状の授与を決定しました

福井労働局（局長 田原孝明）は、管内の建設工事を無災害で完了した下記の建設工事現場に対し、建設事業無災害表彰状を授与することを決定しました。

この建設事業無災害表彰は、建設業における自主的安全活動を促進することにより労働災害を防止する目的で、昭和31年に創設され、労働者災害補償保険料の額が160万円以上の建設工事の施工事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により表彰状を授与されます。

労働災害のうち、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

○ 表彰事業場

西松建設株式会社 関東土木支社

(1) 工事名称 北陸自動車道敦賀管内災害応急復旧作業（敦賀その2）

(2) 工期 令和4年8月8日～令和5年4月14日

（8か月の建設工事を無災害で完了）

(参考資料)

建設事業無災害表彰内規

昭和 31 年 3 月 14 日 労働省基発第 129 号

(最終改正)

平成 11 年 9 月 1 日 労働省基発第 519 号

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が 160 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。